

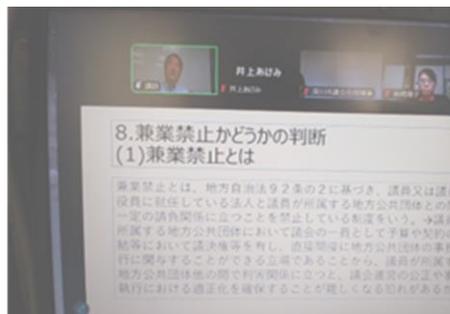
会派視察・研修報告書

会派名 市民ネットワーク

代表者名 井上あけみ

1 日にち	令和7年2月14日（月）10：00～17：00
2 視察先 研修名、主催者及び会場	「事例で考える議会運営のポイント in 福岡」 (株) 広瀬行政研究所 主催 自宅にてオンライン参加
参加者	井上あけみ
4 調査・研修の テーマ	事例で考える議会運営のポイント
5 主な内容	議会運営に係る20項目について、実例をあげて理由等の説明があった。 ①動議 ②不穏当発言の判断と取り消し ③議長不信任決議 ④所管外（第3セクター一部事務組合等）の質問・意見書 ⑤除斥の取り扱い ⑥委員会の同一性 ⑦会議時間 ⑧兼業禁止 ⑨質問・質疑查の省略 ⑩事前審査⑪発言の訂正と撤回 ⑫審査予定表と休会 ⑬議事日程変更 ⑭会議録署名議員 ⑮発言取り消しと会議録 ⑯委員外議員 ⑰議員辞職 ⑱定足数⑲継続審査 ⑳オンライン参加
6 所感、提言事項、 課題等	<p>今回の研修については、議会事務局の職員等も参加されていたようだった。 20項目の内、なるほどと思った点などについて報告する。</p> <p>① 不穏当発言については自治体により判断は様々である。議長の発言取り消し命令については当日でなければならないが、判断がつかない場合は留保宣言をする。議会運営委員会に諮問して判断する。閲覧用会議録には取り消された部分は記載されず、原本には、そのまま記載される。情報公開されれば原本は公開される。</p> <p>② 外交問題や所管外の質問はできないが、意見書提出等は可能。 *自治体住民の生活に関わる問題として質問するのは可能(会場質問回答)。</p> <p>③ 委員外議員の扱いについては、現在の多治見市の状況について述べた上で、規則の「委員会は」の文言を「委員長は」に変える規則変更は可能ではないかという質問をしたところ、可能だが委員長によって扱いが変わるのを避ける意味もあるかと思うという回答があった。</p> <p>④ 第3セクターや一部事務組合は別団体なので内容についての質問はできない。支出された補助金等についての質問も形式的なものに限られる。</p> <p>⑤ 質問の通告があれば、議長は質問させなければならない(議長の義務)。</p> <p>*講師のテーマ以外の質問でも可という事で行われた質問への回答</p> <p>① 反問権の行使については、趣旨の確認にとどめる。執行権があるのは執行部、「そんな予算がどこにあるか」の執行部反論が議事録から削除された例がある。講師の考え・・・反論権は認めない方が良いとのこと。</p> <p>② 議選監査委員について、議選監査を止める事はできるが、市長から任命される監査委員に対し議会側から出す意味は大きい、ただし、1年任期では単なる当て職的になる傾向もある。議選監査員が議会で発言できない事は法的にはない。</p>

7
写 真 等
※視察の場合は必須、
研修の場合は任意



※視察先、研修先ごとに1枚作成すること。

※「6 所感、提言事項、課題等」は、参加者全員分を記載すること。